

令和9年度重点医師偏在対策支援区域における 経済的インセンティブ事業に係る国庫補助事業計画の作成要領

令和9年度に標記事業に関する補助を希望する医療機関は、次の作成要領に従い事業計画書を御提出くださいますようお願いいたします。

事業計画書の提出に当たっては、各補助金交付要綱及び実施要綱を必ず御確認いただき、補助を受けようとする医療機関が交付対象になることを御確認ください。

なお、事業計画書を提出することによって補助事業の採択が約束されるものではないことを御了承いただくとともに、添付している実施要綱は令和8年度時点のものであるため、事業によっては令和9年度以降に廃止・変更となる可能性があることに御留意ください。

〔 本県の重点医師偏在対策支援区域…医師多数区域（松山圏域※）を除く愛媛県内全域 〕

※ 医師少数スポット（久万高原町）は対象

1 提出書類

（１）事業計画書

①重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

- ア （様式１）総括表
- イ （様式２）事業費内訳書
- ウ （様式３）先行的な医師偏在是正プラン(1)医療機関

②重点医師偏在対策支援区域における診療所承継・開業支援事業

- ア 医療施設等施設整備費補助金
 - （ア） （様式１）総括表
 - （イ） （様式２）事業費内訳書
 - （ウ） （様式３）先行的な医師偏在是正プラン(1)医療機関
- イ 医療施設等設備整備費補助金
 - （ア） 総括表（設備分）
 - （イ） 様式1-21（先行的な医師偏在是正プラン）(1)医療機関
- ウ 医療施設運営費等補助金
 - （ア） 別紙41-2（所要額明細書）
 - （イ） 別紙41-3（基準額算出調書）

③重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関支援事業

- ア 別紙42-1（先行的な医師偏在是正プラン）
- イ 別紙42-2（所要額明細書）
- ウ 別紙42-3（基準額算出調書）

④重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

- ア 別紙43-1（先行的な医師偏在是正プラン）
- イ 別紙43-2（所要額明細書）
- ウ 別紙43-3（基準額算出調書）

（２）添付書類

①重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

- ア 以下の図面一式（カラー）
 - （ア） 整備区域を含む建築物ごとの整備前と整備後の平面図（壁芯面積、内法面積、各室の用途を記入すること）
 - （イ） 整備前と整備後の建物の配置（整備前の配置図には竣工年次を記入すること）

イ 見積書

ウ その他参考となる資料

②重点医師偏在対策支援区域における診療所承継・開業支援事業

ア 医療施設等施設整備事業

(ア) 以下の図面一式（カラー）

- ・整備区域を含む建築物ごとの整備前と整備後の平面図
(整備区域内にある病室の病床数、壁芯面積、内法面積、各室の用途を記入すること)
- ・整備前と整備後の建物の配置図（整備前の配置図には竣工年次を記入すること）

(イ) 見積書

(ウ) その他参考となる資料

イ 医療施設等設備整備事業

(ア) 見積書（2者以上、ただし特殊な設備である等の理由で1者からのみ見積書を徴する場合にはその旨申告すること）

※見積書は、原則割引後の価格とし、実勢価格を調査のうえ過大に見積ることのないようにするとともに、以後変更の生じることのないようにすること。

(イ) カタログ

2 事業計画書作成上の留意事項

事業計画書の提出に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 事業計画書は、現時点での交付要綱の対象経費・単価に基づき作成すること。なお、単価改正等で事業計画書の修正を依頼する場合がある。
- (2) 複数年以上にまたがる施設整備事業については各年度の出来高に応じて、現時点での計画に基づき令和10・11年度分についても事業計画書を作成すること。
- (3) 各事業計画書（様式）に注意書きがあるものについては、それに従うこと。
- (4) 事業計画作成にあたっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑問点については県庁医療対策課へ事前に協議すること。
- (5) 財源について、市町の負担を伴うものは、その負担が確実なものであること。
- (6) 施設整備にあたり財産処分を要するものについては、原則として過去に交付した補助金の返還が生じることから、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の様式により財産処分承認申請書（案）を作成し添付する必要があるので、事前に担当保健所企画課又は県庁医療対策課へ協議すること。
- (7) 用紙サイズは原則A4とする。拡大・縮小コピーでサイズを統一すること。ただし、設計図等A4では視認しづらい資料についてはA3も可とする。
- (8) 県立病院については、県公営企業管理局が取りまとめを行うので、提出にあたっては保健所を経由しないこと。
- (9) 医療施設等施設整備事業の事業計画書作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ① 「所在地」欄は、移転新築の場合は、移転前後の所在地を記入すること。
 - ② 数値を記入する欄については、小数点以下が生じる場合は小数点以下第3位を切捨て第2位まで記入すること。
 - ③ 「構造の種類」欄には、鉄筋コンクリート、ブロック等の施設構造の種類を記入すること。

3 問合せ先・事業計画書提出先

医療機関（県立病院 除く）所在地	窓 口	代表アドレス	電話番号
四国中央市	四国中央保健所企画課	shikoku-hoken@pref.ehime.lg.jp	0896-23-3360
新居浜市・西条市	西条保健所企画課	tou-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	0897-56-1300 (内線315)
今治市・上島町	今治保健所企画課	ima-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	0898-23-2500
伊予市・東温市・ 久万高原町・松前町 ・砥部町	中予保健所企画課	chu-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	089-909-8755
八幡浜市・大洲市・ 西予市・内子町・ 伊方町	八幡浜保健所企画課	yaw-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	0894-22-4111 (内線279)
宇和島市・松野町・ 鬼北町・愛南町	宇和島保健所企画課	nan-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	0895-28-6105
松山市	県医療対策課	iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp	089-912-2445

4 提出期限・提出方法

(1) 提出期限：令和8年8月28日（金） 必着

(2) 提出方法：3の事業計画書提出先に対し電子データで提出すること

なお、図面については電子データと併せてカラー印刷で2部提出すること